

(3) H-1 ロケットの開発に関する口上書

(口上書P. 71号)

昭和55年12月3日

日本国大使館は、アメリカ合衆国国務省に対し、敬意を表するとともに、宇宙開発事業団または宇宙開発事業団と契約を結んでいる日本の企業が、静止軌道への打上げ能力550kgのE TV-II及びH-1ロケットの開発のために、合衆国の企業から輸入を希望する、極低温上段の開発のための極低温用機器を含む機器及び関連技術に関し、日本国政府に代って次のステートメントを発出する光栄を有します。

- 1 E TV-II及びH-1ロケットの開発のために、日本国に移転された機器または技術もしくはその双方並びにそのような機器または技術によって製作されたロケットまたはコンポーネントは、日本国の関連法律、規則及び行政手続きに従って、平和の目的のためだけに、かつ、平和目的に限り宇宙の開発及び利用の促進に寄与するために1969年の法律第50号により設立された宇宙開発事業団による人口衛星の打ち上げのためだけに使用される。
- 2 日本国政府は、「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」の当事国であり、当条約の諸条項に適合する義務を負っており、なかんずく、その当事国は、月その他の天体を平和目的のみに利用し、核兵器もしくは他の種類の大量破壊兵器を宇宙空間に設置しないことを約束している。
- 3 日本国政府は、E TV-II及びH-1ロケットによって打ち上げられる通信衛星は、専ら、「国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定」の義務及び目的と両立するような方法で設定し、または使用する。
- 4 日本国政府は、日本国の関連法律、規則及び行政手続きに従って、日本国と合衆国両政府間の事前の合意なくして、E TV-II及びH-1ロケットの開発のため、日本国に移転された機器または技術もしくはその双方並びにそのような機器または技術によって製作されたロケットまたはコンポーネントがいかなる第三国へも移転されず、かつ、第三国の打ち上げプロジェクトのために使用されないよう取り計らう。
- 5 日本国政府は、E TV-II及びH-1ロケットの開発のために提供される機器及び技術の詳細な項目並びに他の関連する事項について、必要に応じて合衆国政府と協議する。日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて国務省に向って敬意を表します。